

随意契約結果書

物品等の名称及び数量	共同溝監視業務
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	支出負担行為担当官 近畿地方整備局長 渡辺 学 大阪府大阪市中央区大手前3丁目1番41号 大手前合同庁舎
契約締結日	令和 5年 4月 3日
契約の相手方の氏名及び住所	日本ユーティリティサブウェイ株式会社 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9
契約金額 (消費税及び地方消費税含む)	¥1,100,000,000-
予定価格 (消費税及び地方消費税含む)	¥1,169,586,000-
随意契約によることとした理由	<p>本業務は、近畿地方整備局が管理する共同溝（約7.2km）のセキュリティの確保を目的に、監視施設等による常時監視、有事の際の通報等を行う業務である。</p> <p>本業務の遂行にあたっては、都市の重要なライフラインの有事への対応が極めて重要な課題であることから、共同溝内部の複雑な構造や特性・機能等を熟知した上で、共同溝を一元的に監視することができる統合的な情報や設備を用いた監視・保安体制が必要である。さらに、共同溝施設の監視体制、センサー類の種類・配置などは、テロ行為等の防止のため、秘密にすべき事項である。</p> <p>また、共同溝本体施設のセキュリティの確保とともに、収容されている共同溝占有者の施設について、共同溝占有者の持つ監視に係わるノウハウを熟知したうえで、その機密を保持しながら統合的に監視を行う必要がある。</p> <p>日本ユーティリティサブウェイ株式会社は、昭和61年東京サミット開催前に共同溝の安全確保に対する社会的要請に基づき、共同溝における防災体制の強化を図ることを目的として各共同溝占有者の出資により設立された唯一の会社であり、各共同溝占有者の収容施設の情報を有する会社であるとともに、当該業務の対象となる共同溝の監視施設を保有する会社である。</p> <p>したがって、同社は、共同溝占有者から入手した情報の機密保持を図りつつ共同溝全体のセキュリティを確保して管理できる能力を有する唯一の事業者である。</p> <p>よって、「会計法第29条の3第4項」及び「予算決算及び会計令第102条の4第三号」の規定により、日本ユーティリティサブウェイ株式会社と随意契約を締結するものである。</p>
備考	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第三号